

特定非営利活動法人三島市スポーツ協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人三島市スポーツ協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を静岡県三島市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、生涯スポーツの振興を図ることにより、三島市及び近隣住民の健康増進・体力向上及び競技力の向上に関する事業を行い、もって青少年の健全育成と社会教育に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) スポーツ講習会・教室・大会の開催等スポーツ機会の創出に関する事業
- (2) 各競技団体の育成強化及び競技力の向上等に関する事業
- (3) スポーツ関連諸団体と連携したスポーツの普及啓発に関する事業
- (4) スポーツイベント等を通じた子どもから高齢者までの健康づくりに関する事業
- (5) 地域等との連携、協働によるスポーツ環境の整備に関する事業
- (6) スポーツ施設の管理及び企画運営等に関する事業
- (7) その他、この法人の目的達成に必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 一般会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (3) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、活動のために諸支援を行う個人及び団体

(入会)

第7条 会員は、会長が別に定める入会申込書を提出するものとし、会長は正当な理由がない限

りそのものの入会を認めなければならない。

- 2 会長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人又は団体にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 正当な理由なく会費を1年以上滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、その会員を除名することができる。

- (1) 法令及びこの定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

- 2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員に対し、除名の議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(役員の種類及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 7人以上14人以下
- (2) 監事 2人

- 2 理事のうち1人を会長、3人以下を副会長、1人を専務理事、1人を会計、1人を事務局長とする。

(役員を選任等)

第14条 理事及び監事は、運営委員会で選出し、総会において承認する。

- 2 会長、副会長、専務理事、事務局長、会計は、理事の互選により定める。
- 3 監事は、この法人の理事及び職員を兼ねることができない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(役員職務)

第15条 会長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 会長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副会長は、会長を補佐して業務を掌握し、会長があらかじめ理事会の議決を経て定めた順序により会長に事故あるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。
- 4 専務理事は、定款の定めと総会及び理事会の議決に基づき、業務を執行する。また緊急を要する事項で、第25条以外の事項については理事会に諮り、これを執行することができる。ただし、この場合次の総会において承認を得なければならない。
- 5 事務局長は、定款の定めと総会及び理事会の議決に基づき、専務理事を補佐して業務の執行に伴う実務を行う。
- 6 会計は、定款の定めと総会及び理事会の議決に基づき、業務の執行に伴う会計全般を行う。
- 7 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務の執行を決定する。
- 8 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(役員任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 役員は、再任されることができる。
- 4 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、その役員を解任することができる。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、その役員に対し、解任の議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(役員の実費弁償等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(名誉役員)

第20条 この法人に次の名誉役員を置くことができる。

(1) 名誉会長 1人

(2) 顧問 若干名

(3) 相談役 若干名

2 名誉役員は理事会の推薦により運営委員会の同意を経て会長が委嘱する。

3 名誉役員は、会長の要請により会議に出席して意見を述べることができる。

4 名誉役員の任期は、第16条の規定を準用する。

(運営委員)

第21条 この法人に第5条に定める事業を遂行するために運営委員を置くものとする。

2 運営委員は、理事会において選任する。

(職員)

第22条 この法人に、職員を置くことができる。

2 職員は、会長が任免する。

第5章 総会

(総会の種別)

第23条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第24条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第25条 総会は、この法人の運営に関する次の事項を議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び予算の決定

(5) 事業報告及び決算

(6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬

(7) 入会金及び会費の額

(8) その他この法人の運営に関する重要事項

(総会の開催)

第26条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法による招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第8項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(総会の招集)

第27条 総会は、第26条第2項第3号の場合を除いて、会長が招集する。

2 会長は、第26条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を示した書面又は電磁的方法により、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第28条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第29条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第30条 総会における議決事項は、第27条第3項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(総会の表決権等)

第31条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第29条、第30条第2項、第32条第1項第2号及び第60条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第32条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長のほか、会議に出席した正会員のうちから、当該会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示を示したことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(理事会の構成)

第33条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第34条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事業計画及び予算の変更
- (4) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (5) 事務局の組織及び運営
- (6) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第35条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法による招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第8項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第36条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長は、第35条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を示した書面又は電磁的方法により、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第37条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第 38 条 理事会における議決事項は、第 36 条第 3 項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第 39 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第 38 条第 2 項及び第 40 条第 1 項第 2 号の適用については理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第 40 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長のほか、会議に出席した理事のうちから、当該会議において選任された議事録署名人 2 人以上が記名押印しなければならない。

第 7 章 運営委員会

(運営委員会の構成)

第 41 条 運営委員会は、理事及び運営委員（以下「運営委員等」という。）をもって構成する。

(運営委員会の権能)

第 42 条 運営委員会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会及び理事会に付議すべき事項

(2) 総会及び理事会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会及び理事会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(運営委員会の開催)

第 43 条 運営委員会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 運営委員等総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法による招集の請求があつたとき。

(運営委員会の招集)

第 44 条 運営委員会は、会長が招集する。

2 会長は、第43条第2号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に運営委員会を招集しなければならない。

3 運営委員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を示した書面又は電磁的方法により、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(運営委員会の議長)

第45条 運営委員会の議長は、会長がこれにあたる。

(運営委員会の議決)

第46条 運営委員会における議決事項は、第44条第3項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。

2 運営委員会の議事は、運営委員等総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(運営委員会の表決権等)

第47条 各運営委員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため運営委員会に出席できない運営委員等は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した運営委員等は、第46条第2項及び第48条第1項第2号の適用については運営委員会に出席したものとみなす。

4 運営委員会の議決について、特別の利害関係を有する運営委員等は、その議事の議決に加わることができない。

(運営委員会の議事録)

第48条 運営委員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 運営委員等総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長のほか、会議に出席した運営委員等のうちから、当該会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印しなければならない。

第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第49条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された財産

(2) 入会金

(3) 会費

(4) 寄付金品

(5) 資産から生ずる収益

(6) 事業に伴う収益

(7) その他の収益

(資産の区分)

第50条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第51条 この法人の資産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(会計の原則)

第52条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って、行うものとする。

(会計の区分)

第53条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第54条 この法人の事業計画及び予算は、会長が作成し、総会において議決を経なければならない。

(暫定予算)

第55条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第56条 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第57条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第58条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、監事の監査を経て、総会において、議決を経なければならない。

2 会計の決算上、剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとし、構成員に分配してはならない。

(事業年度)

第59条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第9章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第60条 この定款を変更しようとするときは、総会において、出席した正会員の4分の3以上の多数の議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証

を得なければならない。

- (1) 目的
 - (2) 名称
 - (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
 - (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）
 - (5) 社員の資格の得喪に関する事項
 - (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
 - (7) 会議に関する事項
 - (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
 - (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
 - (10) 定款の変更に関する事項
- （解散）

第 61 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続き開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。
- 3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
- 4 この法人が解散したときは、理事が清算人となる。
- （残余財産の帰属）

第 62 条 この法人が解散（合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、解散の時点の総会において議決承認された者に譲渡するものとする。

（合併）

第 63 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

第 10 章 公告の方法

（公告の方法）

第 64 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第 11 章 雑則

(細則)

第 65 条 この定款の施行に関し必要な細則は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 正 会 員 (入会金) 30,000 円 (年会費) 個人 5,000 円・団体 10,000 円
 - (2) 一般会員 (入会金) 5,000 円 (年会費) 個人 5,000 円・団体 10,000 円
 - (3) 賛助会員 (入会金) 5,000 円 (年会費) 個人 5,000 円・団体 10,000 円
- 3 この法人の設立当初の役員は、第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、下記役員名簿のとおりとし、その任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成 14 年 5 月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 5 2 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 57 条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成 14 年 3 月 31 日までとする。

設立当初の役員名簿

役 職 名	氏 名
会 長	伊藤 學
副 会 長	石井 孝一
〃	中山 勝善
〃	遠藤 徳保
理 事 長	弓場 重明
副 理 事 長	青島 勉
〃	北原 恵三郎
〃	大村 徳夫
〃	佐野 忠幸
事 務 局 長	東郷 武男
監 事	細川 勝司
〃	長谷川 穰一

附 則

この定款の変更は、平成 15 年 9 月 11 日から施行する。

附 則

この定款の変更は、平成17年9月1日から施行する。

附 則

この定款の変更は、平成19年5月1日から施行する。

附 則

この定款の変更は、令和2年8月24日から施行する。

附 則

この定款の変更は、認証の日（令和3年1月29日）から施行する。